

美浜町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

美浜町の実現をめざして～

令和元年度3月策定

第1章	自殺対策計画策定の概要	
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の位置づけ	2
第2章	自殺の現状	
1	美浜町及和歌山県の現状	3
2	自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料より）	11
第3章	自殺対策の方向性	12
1	基本方針	
第4章	自殺対策の取組	14
1	5つの基本施策	
第5章	自殺対策の推進体制等	21
1	推進体制	
2	進行管理	
3	評価指標	
<参考資料>		
1	美浜町内のおもな相談窓口	22
2	和歌山県内のおもな相談窓口	23

第1章 自殺対策計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

平成18年に自殺対策基本法（平成18年法律第85号。以下「法」という。）が制定され、全国的に自殺対策が推進されてきました。その結果、平成10年以降、毎年3万人を超えていた我が国の自殺による死亡者数は、平成22年以降は減少を続けており、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。しかし、日本における自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、いまだに2万人を超える方が自殺により尊い命を失っています。

このことから「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法の改正が行われました。この中で、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けることができるよう、全ての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」「市町村自殺対策計画」を策定することとされました。

自殺の多くは追い込まれた末の死といわれています。自殺に至るまでには、様々な社会的要因（精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など）が複数重なり、危機的な状態に追い込まれてしまう過程で起こり得ます。そのため自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他関連施策と様々な分野で連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。

美浜町では自殺が社会問題になっている状況に鑑み、自殺対策を総合的に推進するため、「美浜町自殺対策計画」を策定し、住民一人ひとりが自殺対策の理解を深め、ともに支え合い健康で生きがいと希望を持って暮らすことのできるまちづくりを推進します。

2 計画の基本理念

自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう生きることの包括的な支援を推進します。

また、自殺対策は、個人的な問題だけではなく、背景にある様々な社会的要因に取り組む必要があるため、町民、地域、関係機関、学校、行政等が連携・協働し、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野と有機的な連携を図り、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、法第 12 条に基づき、国が推進すべき自殺対策の指針として定めた「自殺総合対策大綱」（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定。）を踏まえ、法第 13 条において定められた「市町村自殺対策計画」として策定します。

なお、本計画は広域健康増進計画である健康日高 21、美浜町地域福祉計画、その他関連する他の計画との調和を図りつつ策定しています。

(2) 計画の期間

令和 6 年度までの 5 年間とします。

なお、自殺動向の実態解明調査の推進や社会情勢の変化等により、実施期間中においても本計画の見直しを行っていきます。

(3) 計画の目標

政府は平成 29 年 7 月の自殺総合対策大綱の見直しで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指していくことを閣議決定しました。見直し後の大綱では、自殺死亡率を平成 38 年までに 13.0 以下（平成 27 年の 18.5 から 30%以上減少）にすることとしています。

「美浜町自殺対策計画」では、令和 6 年度までの 5 年間の自殺者数及び自殺死亡率ゼロを目指し、各種事業や取り組みを推進します。

第2章 自殺の現状

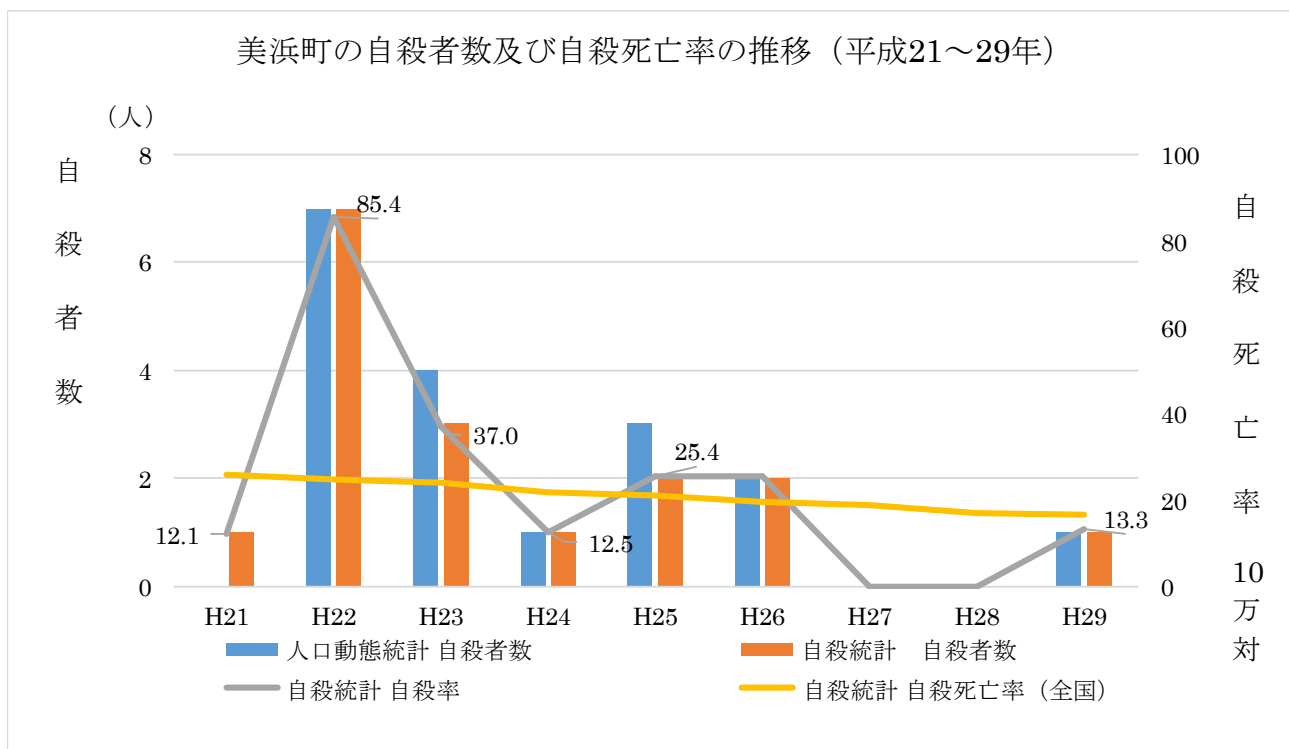
1 美浜町及び和歌山県の現状

自殺統計によれば、全国の自殺死亡者数は、平成10年では31,755人に急増し、以後も3万人前後の状態が続いていましたが、平成22年以降減少が続く、平成29年には20,465人となっています。

また、和歌山県の自殺死亡者数は、平成13年に317人と最も多くなり、その後は減少傾向にはありますが、年によっては増減があります。

(1) 自殺者数の推移

本町の自殺死亡者数は、平成22年の7人を最大とし、その後は減少傾向にあります。平成25年～29年までの5年間の合計は5人で、年間平均は1人、最も多い年は2人で、年によって増減があります。



厚生労働省による人口動態調査の結果（人口動態統計）
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺統計）

【参考】「人口動態統計」と「自殺統計」における自殺者数の違い

1 調査対象の差異

人口動態統計は、日本における日本人を対象とし、自殺統計は総人口（日本における外国人も含む。）を対象としています。

2 調査時点の差異

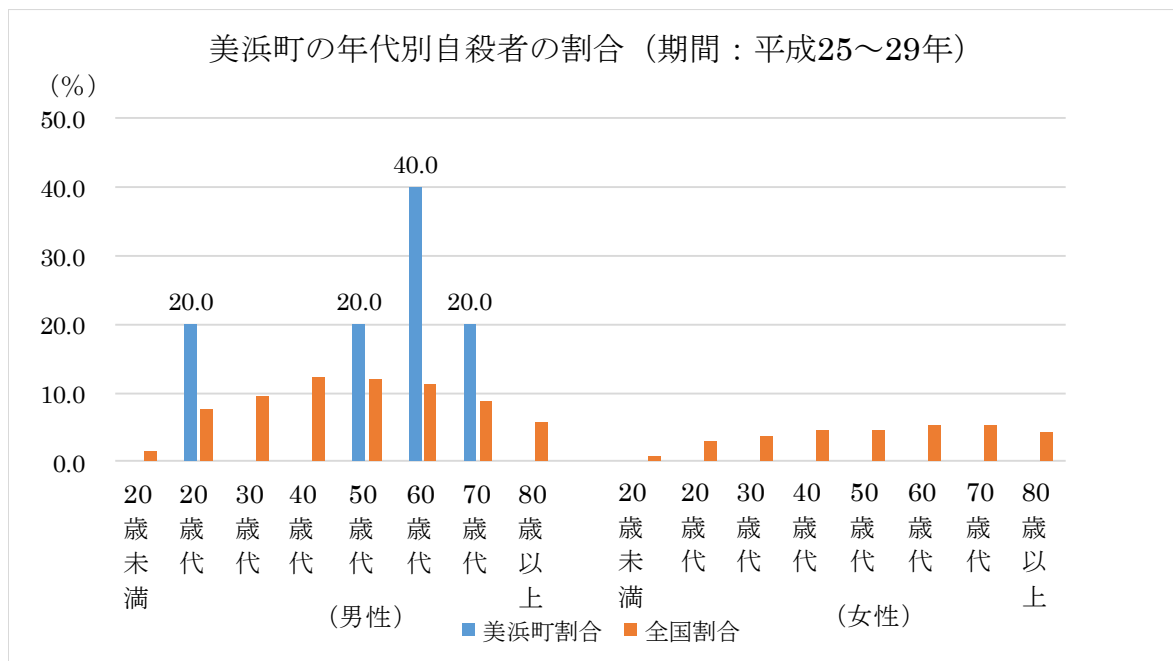
人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上し、自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点で計上しています。

3 事務手続き上（訂正報告）の差異

人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは自殺以外で処理しており、死亡診断書等について作成者から自殺の旨訂正報告がない場合は、自殺に計上していません。警察庁の自殺統計は、捜査等により、自殺であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上しています。

(2) 自殺者の割合

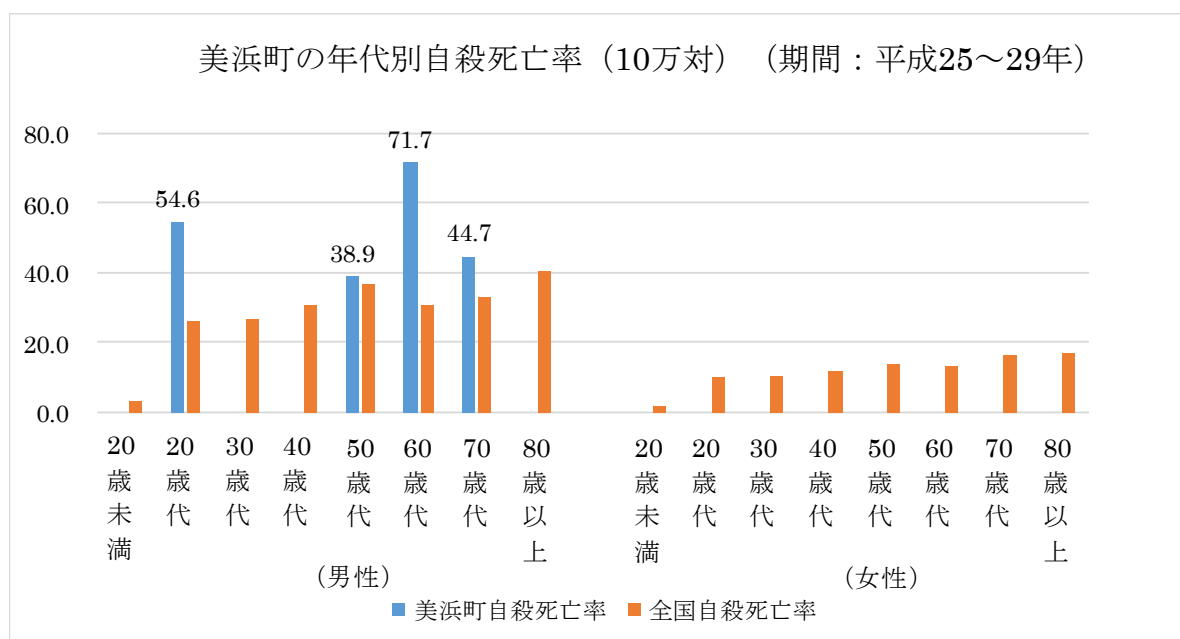
平成25年～29年の5年間における自殺者の割合は、男性は60歳代が最も高くなっています。女性の自殺者の割合は、0となっています。



（自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」）

(3) 自殺死亡率

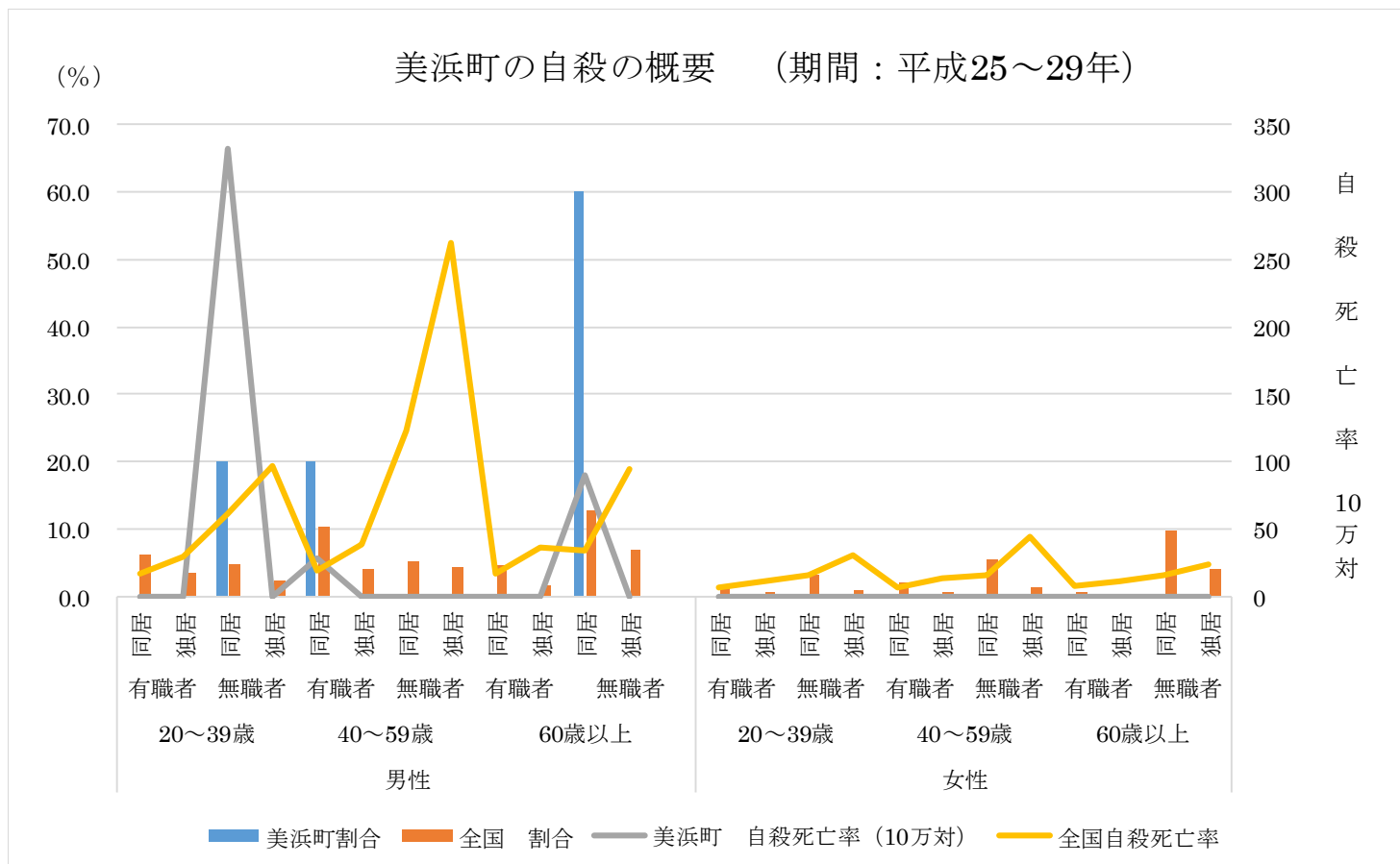
平成25年～29年の5年間における人口10万対の自殺死亡率は、男性の60歳代が最も高く、次いで男性の20歳代が高くなっています。



（自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル（2018）」）

(4) 自殺の概要

平成25年～29年の5年間における自殺の概要は、「男性・20～39歳・無職者・同居」に分類される自殺死亡率が最も高く、全国で最も高い「男性・40～59歳・無職者・独居」と異なる傾向にあります。



(自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロフィール (2018)」)

地域自殺実態プロフィール (2018) について

本町及び和歌山県の現状は、自殺総合対策推進センターが作成した「地域実態プロフィール (2018)」をもとに、地域特性と実態を示しました。なお、プロフィールデータは、次の3種類の資料を元に作成されたものです。

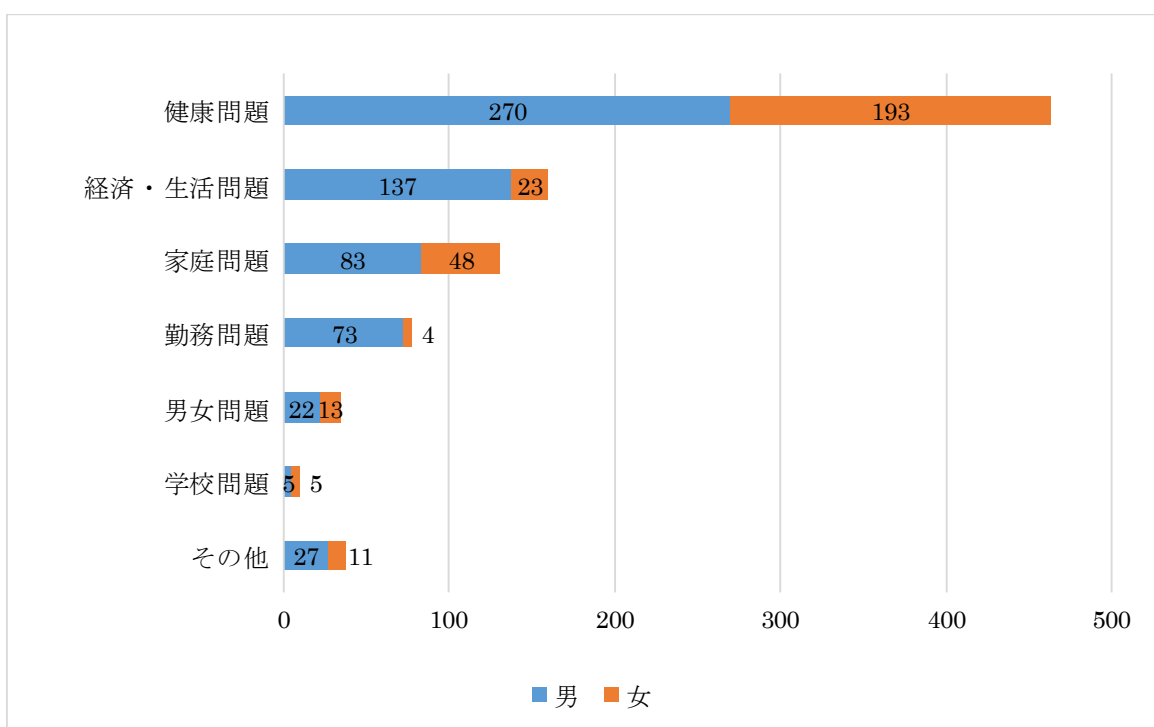
- ①人口動態統計：公表されている人口動態調査結果
- ②自殺統計：警察庁自殺統計原票データに基づき厚生労働省自殺対策推進室から公表されている「地域における自殺の基礎資料」
- ③特別集計：警察庁自殺統計原票データを自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成したもの

(5) 自殺の背景

和歌山県内の自殺の原因・動機別自殺者数をみると、「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」となっています。

自殺に至った人の直前のこころの状態をみると、様々な悩みや役割喪失感、役割の大きさに対する過剰な負担感などにより、心理的に追い詰められる過程の中で心身に不調をきたし、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥った結果、自殺に至ると言われています。

(和歌山県) 原因・動機別自殺者数 (期間：平成 24～28 年)



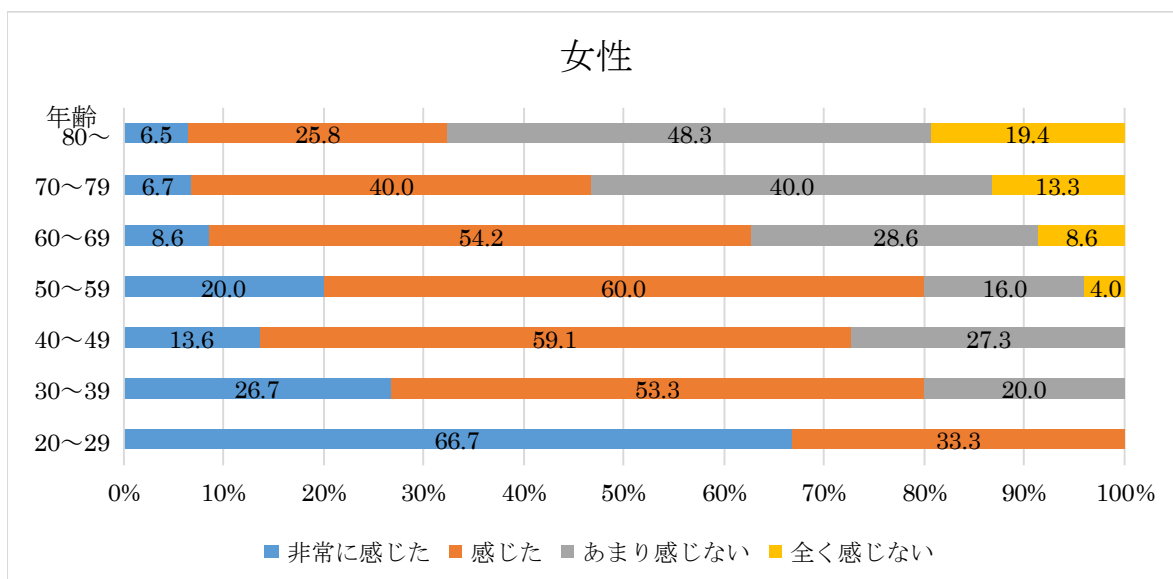
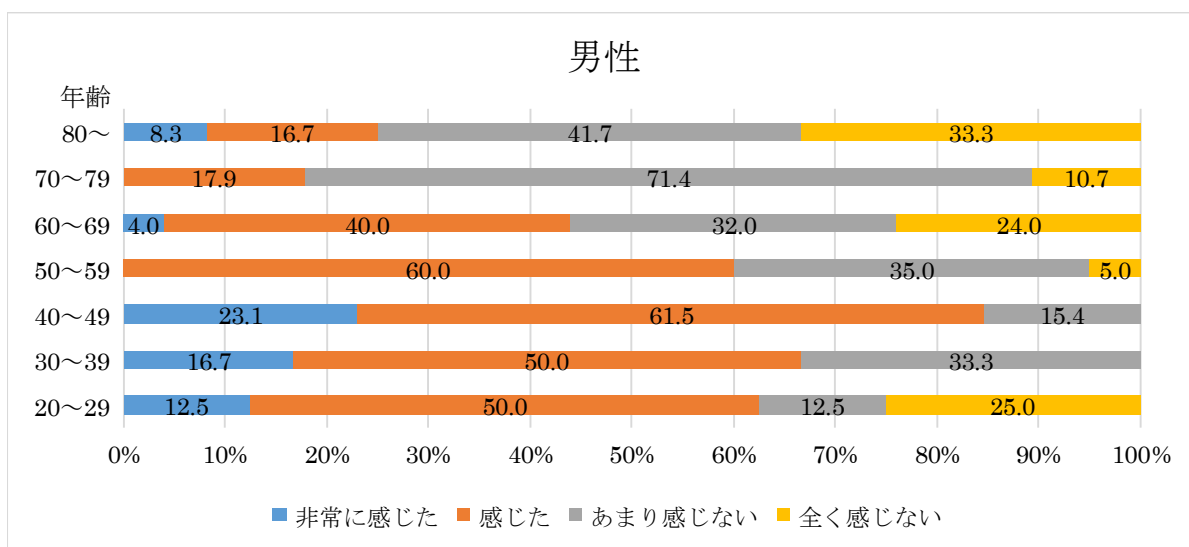
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」／自殺日・居住地

(6) 健康日高 21 (第 2 次)「生活習慣に関する調査」結果 (平成 29 年度)

平成 25 年度に御坊保健所管内の市町で策定しました管内広域健康増進計画である「健康日高 21 (第 2 次)」は、平成 34 年度までの 10 年間の計画期間として栄養・食生活、心の健康等各分野について目標を定め、健康づくり運動を進めています。計画では、中間年にあたる平成 29 年度に中間評価を行うこととしており、取りまとめた結果は次のとおりです。

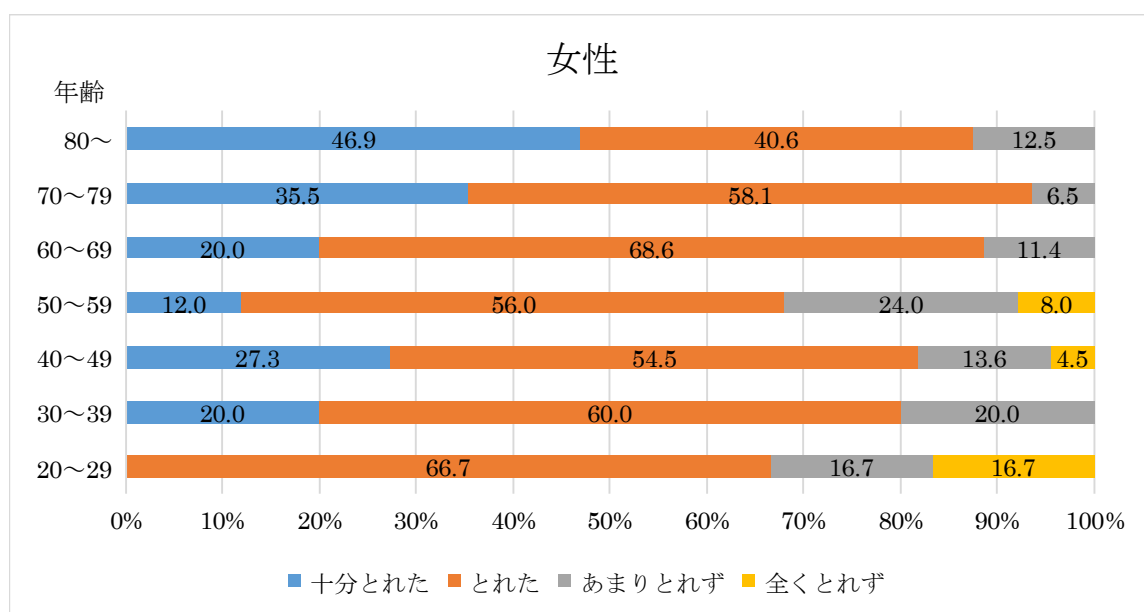
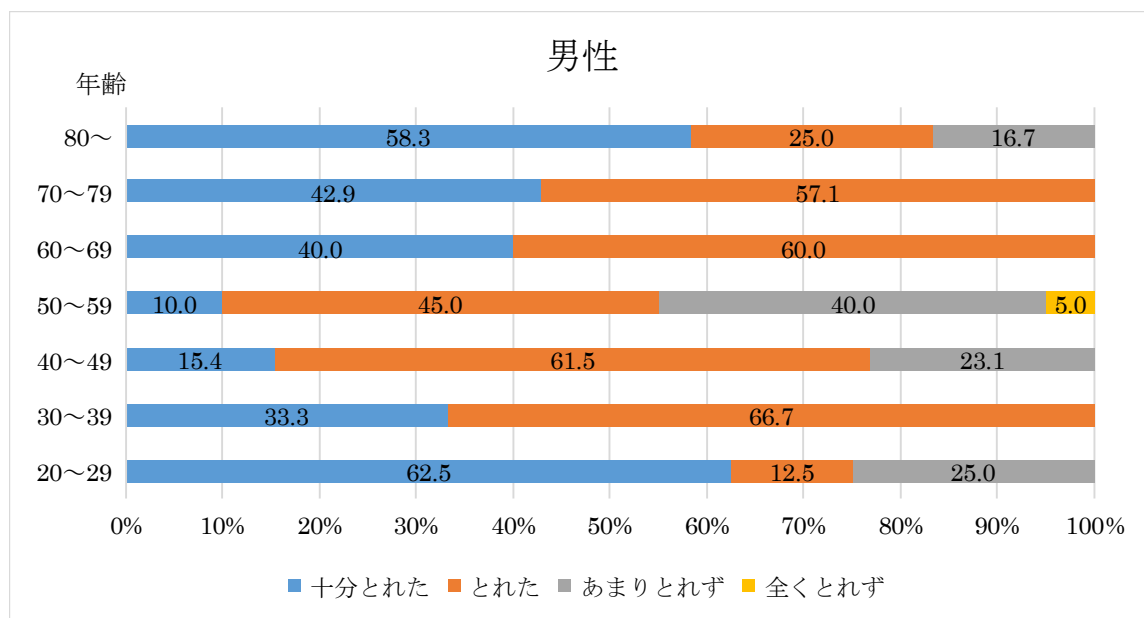
1. 最近 1 ヶ月以内にストレスを感じたか

ストレスを感じたと答えた方々の割合は、男性は 40～49 歳が高くなっており、女性は 20～29 歳が高くなっています。



2. 睡眠による休養をとれているか

睡眠による休養をとれていないと答えた方の割合は、男性は50～59歳、女性は20～29歳が高くなっています。



(7) 美浜町の 65 歳以上の方のこころの状況

平成 29 年に美浜町が 65 歳以上の一般高齢者及び要支援認定者を対象とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果は、次のとおりです。

- 調査対象者：平成 29 年 2 月 1 日現在、要介護認定を受けていない 65 歳以上の方（要支援認定者含む）1,000 人
- 調査期間：平成 29 年 3 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
- 有効回収数：775 人（77.5%）

1. 主観的健康感

「健康だと思う」が 76.3% 「健康でないと思う」が 20.1%

2. 精神面の状況

①【ここ 1 ヶ月間】気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになった
「はい」が 28.0% 「いいえ」が 66.8%

②【ここ 1 ヶ月間】興味がわからない・心から楽しめない
「はい」が 20.3% 「いいえ」が 74.3%

①②に該当「うつ傾向のリスクあり」の者

一般高齢者が 28.4%	要支援 1 が 55.6%	要支援 2 が 70.6%
65~69 歳が 29.0%	70~74 歳が 23.3%	75~79 歳が 28.9%
80~89 歳が 42.4%	90 歳以上が 40.6%	

3. たすけあいについて

①あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人（複数回答あり）

「配偶者」 52.6% 「友人」 39.9% 「別居の子ども」 39.2%
「兄弟姉妹・親戚・親・孫」 32.6% 「同居の子ども」 17.3%
「近隣」 13.0% 「そのような人はいない」 2.8%

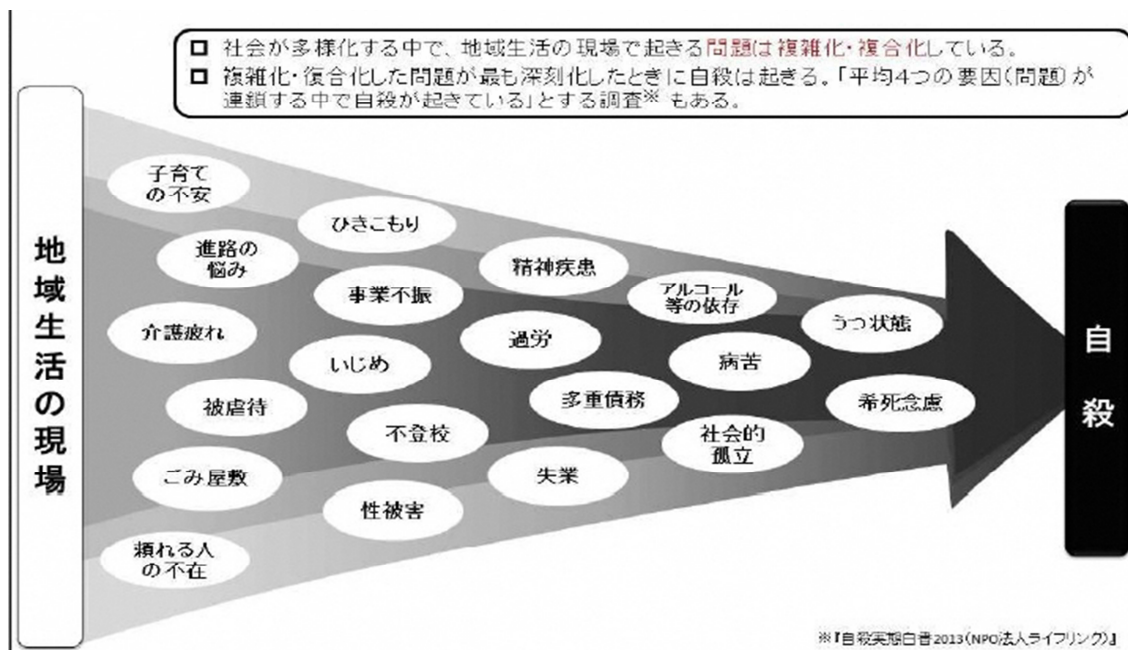
②あなたが心配事や愚痴を聞いてあげる人（複数回答あり）

「配偶者」 46.3% 「友人」 41.9% 「兄弟姉妹・親戚・親・孫」 32.5%
「別居の子ども」 31.7% 「近隣」 17.8% 「同居の子ども」 14.7%
「そのような人はいない」 6.5%

出典：美浜町(2017)「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」

2 自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料より）

「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」が、自殺で亡くなった523人の一人ひとりを自殺に至る原因を調査・分析したところ、自殺で亡くなった人は、複合的要因を平均すると4つ抱えていたことが分かりました。下図は危険要因が複合的に連鎖して自殺に至るまでの様子を表しています。



第3章 自殺対策の方向性

1 基本方針

本町では、以下の5つの方向性により、自殺対策を総合的に展開します。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

一般的に自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることを促進する因子（自殺に対する保護要素）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることを阻害する因子（自殺のリスク要素）」が上回ったとき、自殺リスクは高まるとされています。

このため、自殺の原因・動機で示されたような健康問題、経済・生活問題等の「生きることを阻害する因子」への対策とともに、自らの心身の不調に早期に気づき、困り事や悩みについては誰かに援助を求められるような社会づくりを進めるために「生きることを促進する因子」を増やす対策を推進し、「生きることの包括的な支援」として取り組んでいきます。

(2) 関連施策との連携で総合的に対策を展開する

自殺に至るまでの背景には、健康問題だけでなく、家庭での問題や学校・職場での人間関係等、様々な問題が複雑に絡み合っています。

自殺に追い込まれようとしている人が、生きることの支援につながることで、自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会経済的な視点を含む包括的な取組を進めることが重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等に関連する分野において、より連携の効果を高め、様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有し、総合的に自殺対策を進めます。

(3) 対応の段階に応じた対策を展開する

自殺対策の時系列的な対応として、まず、学校において、児童生徒が危機に直面したときの対処方法や助けを求めることの大切さを学ぶ「事前対応」の更に前段階における取組を進めます。さらに、心身の健康の保持増進についての取組や自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発などの「事前対応」、現におこりつつある自殺の危機に介入し、自殺を防ぐ「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚などに与える影響を最小

限にし、新たな自殺を防ぐ「事後対応」の段階ごとに施策を展開します。

(4) 啓発と実践を両輪として推進する

住民一人ひとりが、自殺に追い込まれる危機に遭遇する可能性があるということ認識し、危機に至った人の心情や背景について正しく理解を深めること、危機に至った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるよう啓発を実施します。

また、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、身近な相談窓口などにつなぎ、見守っていけるように広報、教育の取組を進めます。

(5) 関係者の役割を明確化し、連携・協働しながら推進する

町、県、関係機関、民間団体、企業・事業所、住民は、「誰も自殺に追い込まれることのない美浜町」の実現のために、それぞれの役割を認識し、これを果たしながら、相互に連携し、協働することで自殺対策を総合的に推進していきます。

第4章 自殺対策の取組

1 5つの基本施策

5つの基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされている、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことができない基本的な取組となります。

地域自殺対策政策パッケージにおける5つの基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材育成
- (3) 町民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性のある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等と連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

取組	取組内容	担当課
庁内及び関係機関との情報共有	自殺対策に関する窓口となり、庁内連携を図ります。また、関係機関とも連携し、情報共有を図ります。	全庁
民生委員・児童委員 地域見守り協力員	地域において住民の最も身近な相談役として、見守りや訪問といった活動を行い、地域で課題を抱える人々の早期発見と対応に努めます。	住民課
要保護児童対策地域協議会	関係機関と連携し、要保護児童を早期発見し、支援内容に関する協議を行います。協議をもとに情報の共有化を通じて、関係機関等が同一の意識のもとに、役割分担をしながら支援が必要な家庭、児童への適切な支援を行います。	住民課

人権尊重推進委員会	人権が尊重される明るい社会と豊かな町づくりを目的に研修・啓発活動に努めます。	住民課
高齢者等の見守り協力に関する民間事業所との協定締結	一般家庭に出入りする機会のある民間事業所（新聞社・移動販売等）と協定締結し、日常の業務に支障のない範囲で、対象地域の高齢者等に関して異変等を感知した場合に、町に連絡があり、早期発見に努めます。	福祉保険課
御坊・日高圏域自立支援協議会	障がい者等の福祉・医療・教育・雇用の関係機関が支援体制における課題についての情報共有や連携を図り、支援体制の整備を行います。	健康推進課

（２）自殺対策を支える人材育成

自殺のリスクが高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー等）の養成を進めます。また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成や関係機関の相談員の資源向上を図ります。人材育成に取り組む中で個人情報保護や守秘義務について意識醸成に努めます。

取組	取組内容	担当課
ゲートキーパー養成講座	住民や各種団体等を対象としたゲートキーパー養成講座の受講を呼びかけ、地域で問題に気づき対処し得る人材養成を行います。	健康推進課
青少年非行防止研修会	補導委員・民生委員・学校関係者等を対象に青少年の健全育成を目的とした研修を実施します。	教育課
職員研修（ゲートキーパー養成講座）	家庭訪問や庁舎窓口での各種相談において早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、全職員を対象としたゲートキーパー養成講座を実施します。	総務政策課 健康推進課

(3) 町民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った方の心情や背景が理解されにくい現状があります。そうした心情や背景への理解を深めるとともに、自殺対策の重要性や危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが大切であるということが、社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を行います。また、児童生徒に対しては、命の大切さに関する教育等を推進します。

取組	取組内容	担当課
自殺予防週間の啓発	自殺予防週間（9月10日から16日まで）において、国・県・関係団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施します。	健康推進課
自殺対策強化月間の啓発	自殺対策強化月間（3月）において、国・県・関係団体と一体となって、集中的に啓発事業及び支援策を実施します。	健康推進課
人権教育講演会	住民を対象に年1回人権教育講演会を実施し、人権に関する啓発を実施します。	教育課
思春期体験学習	中学3年生を対象に乳幼児健診時に思春期体験学習を実施し、妊婦体験や赤ちゃん抱っこ体験などを行い、「生命の大切さ」等の講義を実施します。	健康推進課

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策や生きる支援に関する相談・支援体制を整えるとともに、支援に繋がるような情報集約や情報提供の体制を図ります。また、自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。様々な悩みや問題を抱えた方に対し、それらの問題が複雑化・複合化する前に必要な「生きる支援」につながるよう、総合的に取組を進めます。

【相談体制の充実】

取組	取組内容	担当課
住民相談	地域での困り事等について、職員が対応し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。	住民課

法律相談	顧問弁護士による相談を毎月第3水曜日に実施します。	住民課
心配ごと相談	行政相談委員・民生児童委員による相談を毎月第2水曜日に実施します。	住民課
こころの健康相談	不眠、うつ、統合失調症、アルコール依存症、認知症、ひきこもりなどのこころの不調で悩んでいる本人や家族に対して、保健所や医療機関、関係機関等と連携し支援を行います。	健康推進課
母子保健相談	子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から子育て期における不安や悩みの相談に保健師等が応じます。	健康推進課
働く世代の相談	健診受診により疾病の早期発見を図れるように支援します。また健康に関する相談に応じ、健康の保持増進を支援します。	健康推進課
滞納整理事業 納付相談	所得の減少や失業などにより、町税や保険料を期限までに納付できない支援困難者からの相談に応じながら、気づき役やつなぎ役として関係機関との連携を図ります。	税務課 健康推進課 福祉保険課
高齢者の相談	地域包括支援センターにおいて、介護や健康、医療など様々な面から高齢者の相談に応じ、住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう関係機関や専門職と連携し支援します。	福祉保険課
認知症総合支援事業	認知症の方ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関と連携し支援します。	福祉保険課
ひきこもり相談	ひきこもりに関する相談の窓口となり、必要に応じて専門機関と連携を図ります。	健康推進課
24時間安心コールセンター事業	地域で暮らす障がい児・者やその家族が安心して生活が送れるように夜間や休日を含んだ電話相談支援を行います。	健康推進課
行政相談	公平・中立の立場から行政などへの苦情や意見・要望を受付、その解決や実現を促進します。	総務政策課

消費生活相談	消費生活相談員が住民からの消費者問題に関する相談に応じ、不安や悩みの軽減に努めます。	総務政策課
--------	--	-------

【施策・支援の充実】

取組	取組内容	担当課
精神通院医療費の助成	精神疾患のための通院医療費を助成することにより、経済的負担を軽減します。	健康推進課
精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備	医療・保健・福祉等の支援が必要な方に対し、関連のある施策等に繋げ、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援を行います。	健康推進課
ひきこもり当事者等への支援	ひきこもりサポートセンター事業を通じて、相談支援や居場所づくりの充実を図ります。	健康推進課
妊産婦への支援	妊娠届け出時の面接・相談、産後ケア事業、こんにちは赤ちゃん事業等を通じて、産後うつや子育ての孤立化等の早期発見、早期支援を図り、妊娠期から子育て期における切れ目ない継続的な支援を行います。	健康推進課
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭医療費助成制度等の実施により、経済的負担や不安の軽減を図ります。	健康推進課
男女共同参画事業	男女共同参画に関する啓発において、自殺対策に関連する情報を取り上げ、広報に掲載します。	総務政策課
災害等発生後のこころのケア	災害等の発生により被災者は、こころに大きなダメージを受けることが考えられるため、細やかな相談等を実施するとともに専門機関と連携し被災者の支援を行います。	防災企画課
子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の社会的な事由により、一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的にお預かりします。	住民課

生活保護制度	生活保護法に基づき、要保護者を支援し、関係機関と連携を図ります。	住民課
老人クラブ事業	健康・生きがいづくりを目的に、高齢者の趣味・スポーツ活動等、自主活動運営の支援を行います。	福祉保険課
介護予防事業	高齢者が、閉じこもりやうつ状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活を送れるよう支援を行います。	福祉保険課
認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターの養成 ・成年後見制度の普及啓発と利用支援 ・認知症初期集中支援チームの設置 	福祉保険課
在宅医療・介護連携推進事業	「御坊保健医療圏における退院支援ルール」を活用し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を過ごせるように、入院時から支援します。	福祉保険課
中小企業・小規模企業振興補助金事業	商工会と連携し、企業経営に関する各種専門家の招聘に要する費用を補助し、事業所の方が抱えている問題の解決を支援します。	産業建設課
子育て推進事業 (子育てつどいのへや)	未就園児の親子の子育てについての悩みや相談に応じ、子育てを支援します。	教育課 (ひまわりこども園)
就学支援	就学に際し、経済的困難を抱えている児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品等を補助することで、経済的な負担の軽減を図ります。	教育課
学童保育	親の就労等で帰宅後一人で過ごす子どもに対して保育を実施し、保護者が就労しやすい環境を支援します。	教育課
職員の健康管理	労働安全衛生法に基づき、労働者のストレスチェックを実施し、早期発見により適切な心理ケアに繋げ、メンタルヘルスの不調や悪化の未然防止及び啓発を図ります。	総務政策課
職場環境の改善	長時間労働、ハラスメント等に対する通報窓口、相談窓口を設置し、防止に努めます。	総務政策課

(5) 児童生徒の SOS の出し方に関する教育

児童生徒が命の大切さを実感できる教育を学ぶと同時に、命や暮らしの危機に直面したと感じた際の SOS の出し方を学び、子ども・若年の自殺予防に努めます。

取組	取組内容	担当課
いじめ対策防止	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の一つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた児童生徒が周囲に助けを求められるよう、SOS の出し方教育を促進します。いじめアンケートや生活アンケートを実施し、現状把握を行います。	教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対して、関係機関と連携し課題解決への対応を行います。	教育課
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の児童生徒の問題行動に対して、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ります。	教育課
児童理解・指導検査(Q-U)の実施	児童理解・指導検査を実施し、教職員が児童生徒一人ひとりについての理解と対応方法や学級の状態を把握し、学級運営に活かします。	教育課

第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制

本計画は、自殺対策を所管する健康推進課をはじめ、関係各課の横断的な推進体制において、緊密な連携と協力のもと、自殺対策を総合的に推進します。

2 進行管理

本計画の推進にあたっては、効率的かつ効果的に施策を実施するため PDCA サイクルにより適時適正に計画の進捗状況の点検及び評価を行い、自殺対策を所管する健康推進課をはじめ、関係各課と協議しながら計画の適正な進行管理に努めます。

3 評価指標

計画の推進における効果検証のために評価指標を設定します。

評価指標	目標値 (令和6年まで)	出典
自殺者数	0人	人口動態統計
男性自殺者数	0人	人口動態統計
女性自殺者数	0人	人口動態統計
広報誌への掲載	年2回以上	健康推進課調べ
街頭啓発の実施	延600人以上	健康推進課調べ
ゲートキーパー養成	延200人以上	健康推進課調べ

〈参考資料〉

1. 美浜町役場の主な相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
妊娠・子育てに関すること	健康推進課	0738-23-4905	月曜日から 金曜日 (祝日、年末 年始を除く) 8:30～ 17:15
健康づくりに関すること			
精神疾患、こころの健康に関すること			
障がいに関すること			
高齢者介護に関すること	福祉保険課	0738-23-4950	
生活困窮に関すること	住民課	0738-23-4904	
人権に関すること			
消費者問題に関すること	総務政策課	0738-23-4901	
税金に関すること	税務課	0738-23-4903	
農林水産商工関係に関すること	産業建設課	0738-23-4951	
水道、下水道に関すること	上下水道課	0738-23-4954	
防災に関すること	防災企画課	0738-23-4902	
定住支援に関すること			
いじめ不登校に関すること	教育課	0738-23-4955	

2. 和歌山県内の主な相談窓口

下記以外の相談先は和歌山県精神保健福祉センターホームページに掲載されています。

分野	相談内容	相談窓口	連絡先	開設時間
この ころ の 相 談	こころの健康に関する 様々な問題や悩み	こころの電話 (和歌山県精神 保健福祉センタ ー内)	電話 073-435-5192 ファックス 073-435-5193	月曜日から金曜日 9:30~12:00 13:00~16:00 (祝日、年末年始を除く)
	生きづらさを感じられ ている方、大切な人を 自死でなくされた方、 依存症・嗜好など	はあとライン (和歌山県精神 保健福祉センタ ー内)	電話 073-424-1700 ファックス 073-435-5193	24時間(365日対応)
	精神疾患やこころの相 談、ひきこもり、依存 症・嗜好など	御坊保健所	電話 0738-22-3481 ファックス 0738-23-3004	月曜日から金曜日 9:00~17:45 (祝日、年末年始を除く)
	悩みや心の危機に直面 されている方や孤独の 中にいる方のための相 談電話	和歌山いのちの 電話	電話 073-424-5000 0120-783-556	10:00~22:00(年中無休) 毎月10日は24時間相談
ひ き こ も り	ひきこもりの問題を抱 えている本人と家族の 相談	いっぽライン (和歌山県精神 保健福祉センタ ー内)	電話 073-424-1713	月曜日から金曜日 9:00~17:45 (祝日、年末年始を除く)
子 ど も	子ども(18歳未満)に ついてのあらゆる相談	子どもと家庭の テレフォン110 番(和歌山県子 ども・女性・障 害者相談センタ ー)	電話 073-447-1152	24時間(365日対応)
	児童生徒のためのあら ゆる相談	子供SOSダイヤ ル(和歌山県教 育委員会)	電話 073-422-9961	24時間(365日対応)

若者	若者（おおむね15～39歳）のあらゆる相談	若者相談窓口 with you 紀南	電話 0739-24-0874	月曜日から金曜日 10：00～17：00 (祝日、年末年始を除く)
女性	女性相談窓口	和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”相談室	電話 073-435-5246	火曜日から土曜日 9：00～20：00 日曜日 9：00～16：30 (月曜日、祝日、年末年始を除く)
男性	男性相談窓口	和歌山県男女共同参画センター “りいぶる”相談室	電話 073-435-5246	毎月第2水曜日 16：00～19：30 (年末年始を除く)
生活困窮	生活困窮に関わる様々な相談	日高振興局 健康福祉部 総務健康安全課	電話 0738-22-3481	月曜日から金曜日 9：00～17：00 (祝日、年末年始を除く)
仕事・職場	労働に関する相談	和歌山県労働情報センター	電話 073-436-0735	火曜日から金曜日 16：00～20：00 土曜日、日曜日 10：00～16：00 (祝日、年末年始を除く)
経営問題	契約トラブルなど消費生活に関する相談	和歌山県消費生活センター	電話 073-433-1551	月曜日から金曜日 9：00～17：00 土曜日、日曜日 10：00～16：00 (祝日、年末年始を除く)
	悪質商法に関する相談	和歌山県警察本部 警察相談課	電話 073-423-4194	月曜日から金曜日 9：00～17：45 夜間及び土曜日、日曜日、祝日は当直で対応

(和歌山県精神保健福祉センター「生きる支援相談窓口一覧」より抜粋)

美浜町自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない美浜町の実現をめざして～

発行 美浜町

編集 美浜町 健康推進課

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町大字和田 1138 番地の 278

TEL 0738 (22) 4123 FAX 0738 (23) 3523